



## 貯水槽清掃の重要性

共同住宅において、受水槽にいったん水道水を貯めてからポンプや高架水槽を使用し、各部屋へ給水している場合、この受水槽から各戸蛇口までの施設全体を「貯水槽水道」と呼びます。

受水槽の容量が10トンを超える貯水槽水道の管理基準は、「水道法34条の2」の規定に、1年に1回清掃を行う事と検査機関による法定検査を受ける事と義務付けられています。

また、受水槽の有効容量の合計が10トン以下のものを「小規模受水槽水道」と言い、その管理基準は、市町村の条例で多少の違いはあるものの、京都市の場合、10トンを超えるものに準じる内容で、清掃、点検を行う事とされています。

このルールを守る事が入居者の安心に繋がると考えます。なぜなら、お部屋探しの際に、清潔感や衛生面を気にされる方は非常に多いからです。共同住宅において、日常的に管理が必要な設備の中でも、入居者の健康に大きく影響する水道水の品質については、管理面をしっかりとしておくことが必要です。

清掃時には、ポンプや配管、水槽内の劣化など、関連設備の不具合が発見される事もあるので、定期的な清掃でチェックを兼ねる事が出来ます。

ご所有物件の受水槽の清掃・点検やポンプ設備に関して、ご不明点等がございましたら、弊社にご相談ください。



清掃前



清掃後

水槽内清掃事例



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 谷口